

町民課からのお知らせ

臨時福祉給付金の受付について

昨年に引き続き、本年も臨時福祉給付金が支給されます。これは消費税率の引上げによる影響を緩和するため、賃金引上げの恩恵がおよびにくい低所得の障害・遺族基礎年金受給者を支援するため、臨時的な措置として給付金を支給するものです。対象となる方は、お早めに手続きをされますようお願いいたします。なお、町外のご親族(課税者)に扶養されていると対象とならない場合がありますので、ご確認ください。

イメージキャラクター
カクニンチャ

1. 支給対象となる方

平成28年1月1日時点で八百津町の住民基本台帳に登録されており、平成28年度の町県民税(均等割)が課税されていない方が支給の対象となります。ただし、次の場合は支給の対象外です。

- ・生活保護制度の被保護者となっている場合
- ・支給対象者を扶養している方が課税されている場合(扶養している方が町外にみえる場合も含まれます。)

町では、町県民税(均等割)が非課税の方(臨時福祉給付金の対象者となる可能性のある方)に対し、非課税のお知らせとともに、臨時福祉給付金の申請書を送付させていただきます。

2. 支給額

支給対象者1人につき 3,000円 支給は1回限りです。

また、平成28年度の臨時福祉給付金の対象者のうち、障害基礎年金および遺族基礎年金を受給している方へは、30,000円の加算措置があります。ただし、すでに高齢者向け給付金(3万円)を受給された方は対象外です。

3. 申請期間 9月9日(金)～平成29年1月10日(火) ※期限を過ぎると支給できなくなります。お早めに手続きを済ませてください。

4. 申請に必要な添付書類

①本人確認書類 ※必ず対象者全員分の本人確認書類をご用意ください。

【1種類で良いもの】

免許証・パスポート・身体障害者手帳・在留カード・個人番号カードなど、官公庁が発行した写真付きの証明書

【2種類が必要なもの】

ア 健康保険証・年金手帳・年金証書・地方公共団体が発行した医療受給者証など

イ その他本人が確認出来る書類(病院の診察券など)

※アの書類を2種類かア・イの書類をそれぞれ1種類ずつ提示していただくことが必要です。

②振込先金融機関確認書類 (申請書に印字してある金融機関口座を希望される場合は不要です。)

受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳またはキャッシュカード

※「臨時福祉給付金申請書」に記載の「1.申請・受給者」または「5.代理人」名義の口座に限ります。

③障害・遺族基礎年金の受給確認書類(申請書の「障害・遺族基礎年金受給者向け」欄にあらかじめ「該当」と印字されている場合は添付不要)

④扶養者の非課税証明書(一部の方のみ添付が必要/町外のご親族(非課税者)に扶養されている方などは、扶養者の非課税証明が必要)

□お問い合わせ・提出先 役場1階 町民課 ☎43-2111(内線2111) および 役場各出張所

総務課からのお知らせ

学べる八百津町結婚相談所を開催します！

町結婚相談所では真剣に結婚をしたいと思う独身男女(町外の方でもOK!)を対象に学べる結婚相談所を無料で開催しております。専門アドバイザーが個別に相談を受け、個人のスキルアップに対するアドバイスをします！安心して「初めの一步」を踏み出しましょう！お気軽にご相談ください。ホームページからも予約が可能です。詳しくは、ホームページまたは、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

■と き : 10月 8日(土)/15日(土)午後1時30分～4時30分

21日(金)/28日(金)午後7時00分～9時00分

■ところ : 役場西側防災センター

※結婚相談所は、毎月3回定期的に開催しております。

■初回登録の持ち物 ①3か月以内に撮影された写真2枚

②独身証明書(役場で発行しております)

③本人確認のできる書類とそのコピー

□お問い合わせ 役場2階 総務課 政策調整係 ☎43-2111(内線2212) E-mail : ketukon@town.yaotsu.lg.jp

親御様向け相談会も開催します！

■と き : 10月25日(火)

午後1時30分～3時30分

■ところ : 役場西側防災センター

